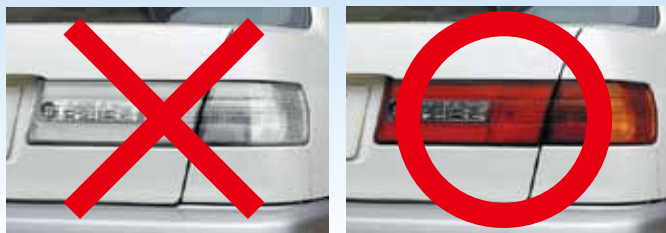


「知らなかった」じゃすまされません。 不正改造は犯罪です！

このような改造は、不正改造です。

① 灯火類の灯光の色を変更



② 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け



③ 基準外ウイングの取り付け



④ 消音器（マフラー）の切断・取り外し



⑤ タイヤおよびホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し



⑥ A 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設



B 突入防止装置の切断・取り外し

C 排気管の開口方向違反

⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着



⑧ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し

速度抑制装置付



⑨ ディーゼル自動車が排出する黒煙



あなたがこんな不正改造車を見かけたら、情報をお寄せください。

不正改造車110番

不正改造に関する情報ならびに自動車の改造等に関するお問い合わせはこちらへ
東北運輸局：022-791-7534 北陸信越運輸局：025-244-6114
中部運輸局：052-952-8042 近畿運輸局：06-6949-6453
四国運輸局：087-835-6369 九州運輸局：092-472-2537

北海道運輸局：011-290-2752
関東運輸局：045-211-7254
中国運輸局：082-228-9141
沖縄総合事務局：098-866-1837